標準貨物軽自動車運送約款

（平成十五年国土交通省告示第百七十一号）

最終改正　平成三十一年四月十五日
沖縄総合事務局運輸事務所第一一五六〇号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務（第三条・第三十条）
第一節　通則（第三条－第五十条）
第二節　引受（第六条－第十五条）
第三節　積込み又は取卸し（第十六条－第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条－第二十四条）
第五節　指図（第二十五条・第二十六条）
第六節　事故（第二十七条－第二十九条）
第七節　運賃及び料金（第三十条－第三十五条）
第八節　責任（第三十六条－第四十八条）
第九節　連絡運輸（第四十九条－第五十六条）
第三章　附帯業務（第五十七条－第五十九条）
第四章　雑則（第六十条－第六十三条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物軽自動車運送事業を行います。

２　当店は、前項の貨物軽自動車運送事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の営業する貨物軽自動車運送事業に関する運送約款は、この運送約款の定めるところによりこの運送事業に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

２　当店は、前項の規定にかかわらず法令に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序に従って貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物の運送する場合、その他当店がやむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を算入した期間とします。

一　発送駅到着貨物を受け取った日を含む一日

二　輸送期間運賃及び料金の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもつて延着とします。

第二節　引受

（貨物の運搬及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の運搬及び性質の確認をします。

２　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者に求めることがあります。

３　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の外装が不完全であるときは、これを点検することがあります。

４　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の外装が不完全であるときは、申込者の同意を得て、これを点検することがあります。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受をしないことがあります。

一　法令に違反するとき。

二　当店が運送の取扱をしないものであるとき。

三　運送の能力が十分でないとき、その他運送に支障があるとき。

四　運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項

五　荷受人及び荷受人の氏名又は商号並びに店及び電話番号

六　高価品については、貨物の種類及び価額

七　貴重品の取立てを委託するときは、その旨

八　法令の既存に付することを委託するときは、その旨

九　その他その貨物の運送に関し必要な事項

２　前項第一号の場合において、送り状の交付に代えて、運送人の承認を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法によって提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

３　荷受人が当店が第一項の送り状の交付を請求しないときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（高価品及び貴重品）

第八条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　現金、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、翡翠、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　美術品及び骨董品

三　容器類及び荷造り骨董品当たりの価格が二万円を超えるもの（動物を除く）

２　前項第一号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造り当たりとします。

３　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送品の提出義務不履行の場合）

第九条　当店は、前項の場合において、荷受人が貴重品の提出を拒んだときは、その貴重品の運送を拒絶することがあります。

２　当店は、前項の規定により貴重品の提出を拒んだときは、その旨を荷送人に通知します。

３　当店は、第一項の規定により貴重品の提出を拒んだときは、その旨を荷送人に通知することがあります。

４　荷受人は、当店が認めたときは、前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人をして、その旨を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代えることができます。

２　荷受人は、当店が認めたときは、前項の外装表示に代えることができます。

（危険品等の運送）

第十一条　当店は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を記載した荷札を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（運送の順序）

第十二条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関と連絡し、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　積込み又は取卸し

（積込み又は取卸し）

第十六条　貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任において、これを行います。

２　シート、ロープ、棒木、台木、杭、ムカデその他の積付用品は、運送貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十七条　当店は、送り状に記載された、又は通知された発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り状に記載された到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

（貨物着荷に対する引渡し）

第十八条　貨物の引渡しは、次の日を含む期間内に限り、当店の営業時間内に荷受人の請求があつたときにこれをします。

一　なし地方　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、荷宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、貨物の引渡しを拒絶することがあります。

２　荷送人が、その営業のために当店と継続して運送契約によつて運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、その支払を受けるまでは、当店は、その貨物の引渡しをしないことがあります。

（荷受人への催告）

第二十条　当店は、荷受人を確知することができない場合、運搬なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図をしてくださいと催告することがあります。

２　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由により引き受け取ることができない場合には、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

２　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

３　倉庫業者が、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代えることがあります。

４　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があつた場合において、当該貨物について倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまでこれを留置することがあります。

５　前四項の規定は、前条第二項に規定する場合について準用します。この場合において、第一項の「荷受人」とあるのは「荷送人又は荷受人」と読み替えるものとします。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、その貨物を寄託することがあります。

２　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

３　前項の規定は、第二十条第二項に規定する場合について準用します。この場合において、前項の「荷送人」とあるのは「荷送人又は荷受人」と読み替えるものとします。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十三条　当店は、第二十条第一項の規定により荷送人に対して指図をすべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

２　前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落がおそれがある貨物は、第二十条第一項の催告をしないで競売することがあります。

３　当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

４　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等及び競売に要した費用に充て、なお不足があるときは、荷送人に対して、その不足分を請求します。

５　前四項の規定は、第二十条第一項の「荷受人」とあるのは「荷送人又は荷受人」と読み替えるものとします。

第五節　指図

（貨物の処分権）

第二十五条　荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

２　当店は、前項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をします。

３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

２９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

３９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

４９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

５９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

６９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

７９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

８９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

９９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１００　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１０９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１１９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１２９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１３９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４３　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４４　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４５　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４６　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４７　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４８　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１４９　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１５０　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１５１　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当であるときは、その指図に従わないことがあります。

１５２　当店は、第一項の指図を受けたときは、その指図に従つて、その貨物の処分をすることが、その貨物の性質、その他の事情に照らして、不適当である